

長崎県産業活性化協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（法第6条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、長崎県産業活性化協議会（以下単に「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者を構成員として設置する。

2 協議会には、必要があると認められるときは、法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者、又は法第7条第2項各号に該当する者を協議会の委員として加えることができる。

(公表)

第4条 協議会の規約、構成員等の公表は、前条第1項に掲げる市町及び長崎県のホームページへの掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、第3条第1項に掲げる市町の存する地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求める

こと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関することを行うこと。

(役員及び職務)

第6条 協議会を代表し、会務を総括するため、協議会に会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 会長の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 補欠による会長の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の在任期間とする。
- 5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した者に、その職務を代理させる。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(分科会の設置)

第9条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、長崎県産業労働部企業立地課に事務局を置く。

(協議会解散の場合の措置)

第12条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他必要事項)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成25年2月5日から施行する。

この規約は、平成26年3月14日から施行する。

(別表1)

長崎県産業活性化協議会構成員

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、
対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、
時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、
新上五島町、長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会、
公益財団法人長崎県産業振興財団、長崎県